

県政ニュースに係るテレビ放送事業 企画コンペ実施要領

1 業務の目的

1 週間の知事の動きや県政の話題をテレビニュースとして県民に分かりやすく伝え、県政の浸透を図る。

2 業務の内容

(1) 制作等に関する要件

県が原則、毎週金曜日夕方に提示する素材に基づいて取材し、ニュースとして制作する。

県外取材（首都圏を想定）については協議の上、年3回程度実施することとする。

なお、取材、編集及び収録に際して、県広報課は原則立ち会わないものとする。

(2) 放送等に関する要件

ア 放送日時に関する要件

(ア) タイムランク特Bタイム以上の5分枠のミニ番組として放送する。

(イ) 放送した番組の平均視聴率が、著しく低い状況が4週間継続した場合には、放送時間枠の変更について協議するものとする。

イ 放送期間

令和7年4月～令和8年3月

ウ 放送回数

週1回で年間46回放送

(3) その他

ア 県のスローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」のステートメントムービーやロゴを番組内で使用すること。

イ 「県民の歌（アレンジ）」を効果的に活用すること。

ウ 手話通訳を入れること。

エ 放送後、県のホームページにおいて6カ月間、YouTubeにより視聴するためのMP4形式データ及び保存用としてDVD1枚を速やかに提供すること。

3 参加資格

- (1) 福島県内のテレビ放送事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格資源措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再

生手続き開始の申し立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約締結をする事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 説明会の実施

当企画コンペについて、説明会を開催します。

- (1) 日時 令和7年2月10日(月)午後1時30分
- (2) 場所 福島県西庁舎3階 西ミーティングスペースB
- (3) 参加人数 1事業者1名とする。
- (4) 申込方法 電子メールで事業者名、参加者を報告してください。
- (5) 報告先 denpa@pref.fukushima.lg.jp
- (6) 報告期限 令和7年2月7日(金)
- (7) 注意事項 本説明会への出席は任意です。

5 質問書の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

当企画コンペに関する質問は、質問書(第1号様式)により、電子メールで、令和7年2月12日(水)正午まで【必着】に広報課へ提出してく

ださい。

件名は、「『県政広報テレビ』放送事業に関する質問」とし、電子メール送付後に電話にて送付した旨をお知らせください。なお、電話による質問は受け付けません。

<提出先> 県庁総務部広報課（担当：遠藤）

電子メール：endou_kumiko_01@pref.fukushima.lg.jp

電話：024-521-7015

(2) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年2月14日（金）午後5時（予定）までに説明会の参加者に電子メールでお知らせします。また、福島県公式ホームページにも掲載します。

なお、回答にあたっては、質問した者を表示しません。

6 企画提案書等の提出

企画コンペに参加する意思のある者は、「参加表明書」（第2号様式）、「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」（第3号様式）及び「企画提案書」等を以下により提出してください。

(1) 提出締切

令和7年2月19日（水） 午後5時まで【必着】

(2) 提出場所

県庁総務部広報課へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 提出部数

ア 参加表明書（第2号様式）及び「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」（第3号様式）・・・1部

イ 「企画提案書」等・・・5部

(4) その他

参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を令和7年2月17日（月）午後5時までに県庁総務部広報課あて提出してください。

7 放送事業者の選定等

(1) 選定方法

各社から提案を受けた企画提案書を書面審査した上で、優れた企画を提案した2者を決定します。

(2) 企画提案書に記載すべき内容

ア 放送番組名、実質の番組の分数、放送曜日、放送時間帯、ランク、紹介する素材数と1素材あたりの秒数

- イ 当該放送時間帯に係る過去（令和6年度）の視聴率
- ウ 番組制作に関する実施体制、作業工程、フレキシブルな対応
- エ 番組内容の構成案
 - ニュース素材部分には、
 - 知事定例記者発表（2月4日当初予算知事発表）のナレーションと知事発言をいれること。
 - 併せて、テロップ、イラスト（用いる場合）を、ナレーションや知事発言と対応するように記載すること。
 - ※ 素材を紹介する部分については、上記の素材を必ず入れ、他の素材部分については、独自のものを入れる必要はなく、上記素材をダミーとして使い、全体の構成案をフロー図などで分かりやすく示すこと。
- オ 当該番組をより視聴してもらうための方策（県のホームページへの誘導を含む。）
- カ 県政の話題を県民に分かりやすく伝える方策
- キ 番組に対する視聴者の意見を把握し、それを番組に反映させる方策（番組モニターの人数・記入項目・意見の反映方法等を含む）
- ク 「県民の歌（アレンジ）」の活用方法
- ケ 参考見積（概算）

(3) 企画提案書の様式等

- ア 7(2)イについては、第4号様式を提出すること。
- イ 7(2)ケについては、第5号様式により、事業の費目ごとの内訳（制作費、電波料等）がわかるように記載すること。その際、値引額は使用しないこと。
- ウ その他については、様式は任意とし、大きさは日本産業規格A4版とする。（日本産業規格A3版の折り込みも可）
- エ 7(2)ウの作業工程については、取材が不可能な曜日がある場合は、分かりやすく記載すること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書（第2号様式）の提出日から当該業務の契約締結日までの

期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

企画コンペ参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加表明書（第2号様式）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

企画コンペに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関して、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある企画内容の部分については、開示しません。

オ 本事業は、令和7年度予算として執行するものであることから、予算可決後、予算の執行が可能になったときに事業が確定するものです。

9 審査及び結果の通知

(1) 審査

審査は、別途設置する「企画コンペ審査委員会（以下、審査委員会という。）」が行います。審査委員会は、提案書等を書面審査し、総合得点を参考に最終審査を行い、優れた提案を行った2者を決定します。

なお、参加者が2者以内の場合は、審査員が審査基準を踏まえ審査し、各審査員が60点以上の評価をすれば、その提案者を業務委託予定者として選定します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点	配点	
情報発信力等	視聴者 視聴の誘導	・視聴率は期待できるか ・より視聴してもらうための方策はとられているか	25 10
	わかりやすさ ・訴求力	・県政がわかりやすく伝えられるか ・視聴者を引きつけるような企画・構成となっているか	15

	聴覚障がい者への配慮	・聴覚障がい者にも内容がわかるようになっているか	10
	意見の把握・反映	・視聴者の意見を効果的に把握し、反映させる方策はとられているか	5
	効果的な提案	・県政ニュースとして効果的な提案がなされているか	10
実施体制等	業務実施体制 ・作業工程	・業務遂行能力が高いか ・フレキシブルな対応が可能か	20
	見積金額	・見積金額は適当か	5

(3) 結果の通知

審査結果は、令和7年3月4日（火）（予定）に、参加者に書面で通知するとともにホームページにて公表します。

10 予算額

1事業者につき、8,271千円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

本業務に関して最も優れた提案をした2者の契約候補者と県が協議し、委託に係る仕様を確定した上で、契約を締結します。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

なお、この協議に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は、契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合や契約候補者が契約を辞退した場合、契約を締結しないことがあります。その場合、審査結果において総合得点が次点であった参加者と協議します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。見積金額は、予算額の上限を超えないものとします。

(3) その他

県は契約に当たり、提案内容について、変更を求めることがあります。また、令和7年度当初予算の成立を契約の条件とします。

12 問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

総務部広報課（担当：遠藤）

電 話：024(521)7015 F A X：024(521)7901